

## 熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 熊谷市農産物ブランド化推進協議会（以下「協議会」という。）は、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱（以下「認定要綱」という。）第8条第1項で認定を受けた者（以下「認定者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、取り組みを支援するため、認定要綱第9条第2項の規定により必要な事項を定める。

### (補助金額)

第2条 補助金額は別表のとおりとし、ステップ1からステップ3までの達成段階に応じて補助金を交付するものとする。

### (補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする認定者（以下「申請者」という。）は、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金交付申請書（様式第1号）を協議会が指定する日までに提出するものとする。

### (交付の決定)

第4条 協議会は、前条の申請があったとき、交付が必要と判断した申請者について交付を決定する。

2 協議会は、前項の決定を受けた申請者に対し、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

### (補助金の支払)

第5条 前条第1項で決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金交付請求書（様式第3号）により補助金の交付を請求するものとする。

### (状況報告)

第6条 補助対象者は、協議会の要求があったときは、取り組みの遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で協議会に報告しなければならない。

### (実績報告)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けた年度の末日または、第2条に規定する達成段階において、次の達成段階の補助金の申請を第3条の規定により行う日のいずれか早い日までに、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金実績報告書（様式第

4号)を提出するものとする。

(返還命令)

第8条 協議会は、補助金が著しく不適切に使用されていると認められるときは、補助対象者に、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金返還命令書(様式第5号)により通知のうえ返還を求めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月31日から施行する。

別表(第2条関係)

達成段階	ステップ1	ステップ2	ステップ3
	認定者となったとき	認定要綱第3条各号で取り組む認定の対象の流通が確立したとき	協議会が別途定めるブランド認証を受けたとき
認定要綱第3条第1号に取り組む認定者	100,000円	150,000円	250,000円
認定要綱第3条第2号に取り組む認定者	300,000円	450,000円	750,000円

様式第1号（第3条関係）

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金交付申請書

年 月 日

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長 宛

申請者 住所（所在地）  
商号又は名称  
代表者職氏名  
連絡先電話番号

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金を受けたいので、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
  
- 2 熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱第3条における取り組み  
※いずれかに☑をする。  
熊谷市産農産物  
熊谷市産農産物を原材料とする加工食品
  
- 3 熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金交付要綱第2条の別表における達成段階  
※いずれかに☑をする。  
ステップ1：認定者となったとき  
ステップ2：認定要綱第3条各号で取り組む認定の対象の流通が確立したとき  
ステップ3：協議会が別途定めるブランド認証を受けたとき
  
- 4 添付書類  
熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱第8条第2項の規定による、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定結果通知書  
3のステップに該当することが証明できるもの

様式第2号（第4条関係）

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金交付決定通知書

年 月 日

様

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長

年 月 日付けで申請のあった、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 支払方法 指定された口座への振込

様式第3号（第5条関係）

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金交付請求書

年 月 日

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長 宛

申請者 住所（所在地）  
商号又は名称  
代表者職氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付けで補助金交付決定のあった、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先 (フリガナ) ( ) ( )  
金融機関 \_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店

預金の種類 普通・当座 口座番号

(フリガナ) ( )

口座名義人 \_\_\_\_\_

様式第4号（第7条関係）

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金実績報告書

年 月 日

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長 宛

申請者 住所（所在地）  
商号又は名称  
代表者職氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付けで補助金交付決定のあった、熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金について、年度分を、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円 以上
- 2 熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」認定要綱第3条における取り組み  
※いずれかに☑をする。  
熊谷市産農産物  
熊谷市産農産物を原材料とする加工食品
- 3 熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金交付要綱第2条の別表における達成段階  
※いずれかに☑をする。  
ステップ1：認定者となったとき  
ステップ2：認定要綱第3条各号で取り組む認定の対象の流通が確立したとき  
ステップ3：協議会が別途定めるブランド認証を受けたとき
- 4 添付書類  
事業報告書  
収支決算書

様式第5号（第8条関係）

熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金返還命令書

年 月 日

様

熊谷市農産物ブランド化推進協議会 会長

年 月 日に交付した熊谷市農産物ブランド化戦略「熊谷ファームラボ」補助金については、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法
- 4 返還を命ずる理由